

静岡市老人福祉センター条例の一部改正について

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第18条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第13条から第15条までを削る。

第16条第1項中「（静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターに係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項ただし書及び同条第2項中「第18条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とする。

第18条第2項中「静岡市小鹿老人福祉センター以外の」を削り、同条を第15条とし、第19条から第24条までを3条ずつ繰り上げる。

別表中「第18条関係」を「第15条関係」に改め、「静岡市小鹿老人福祉センター以外の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例の施行の日において静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市老人福祉センター条例第15条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。